



令和2年度 就学援助のご案内



橋本市では、橋本市立小学校・中学校及び県立古佐田丘中学校に就学する児童・生徒の皆さんが、学校で楽しく安心して勉強できるよう、以下の認定基準に該当し、認定された方に、給食費免除や学用品費などの援助を行っています。

新規で援助を希望される方は、学校へ申し出てください。

就学時健康診断で提出いただいた新小学1年生の保護者のみなさま、令和2年1月から2月ごろ新規または継続の申請を提出いただいている在校生の保護者のみなさまについては、今回提出いただく必要はありません。

★認定基準★

「新入学用品費」については平成30年中、「新年度の学用品費など」については令和元年中の家族全員の所得金額合計額が、生活保護法による保護基準額に基づき計算した額に満たない場合。(ひとり親家庭の場合は、認定基準額に加算あり)

令和2年度橋本市就学援助認定基準額

令和元年度より「児童扶養手当受給者」による認定基準が削除され、認定基準額に「ひとり親加算」をすることになりました。

令和2年度について、まだ国から基準額の通知がないため変更の可能性がありますので、ご了承ください。

また、家族構成によって基準額が変わるため目安としてご参照ください。

【基準額の目安】

家族構成	目安収入月額
親43歳 親36歳 子7歳(小学生)	約 15万円
親48歳 親42歳 子13歳(中学生) 子8歳(小学生)	約 19万円
親45歳 親41歳 子13歳(中学生) 子8歳(小学生) 祖母73歳	約 22万円
ひとり親加算	(有)
親36歳 子7歳(小学生)	約 13万円 約 18万円 約 21万円
親42歳 子13歳(中学生) 子8歳(小学生)	
親41歳 子13歳(中学生) 子8歳(小学生) 祖母73歳	

「ひとり親加算」をした額です



《お問い合わせ先》

橋本市教育委員会 学校教育課 学務係 (TEL 33-6115)